

O3-011

複数の合併症を持つ児を過小評価したために結果的に母の養育困難に気づけなかった一例

高村 恭子¹、油井 拓郎²、清水のぞみ³、高橋 愛³、鈴木 遥香⁴、阪田 彩乃⁵、小出 彩香⁶、長嶺 宏樹⁷

¹国家公務員共済組合連合会 立川病院 小児科
²国家公務員共済組合連合会 立川病院 地域連携室
³国家公務員共済組合連合会 立川病院 看護部
⁴国家公務員共済組合連合会 立川病院 栄養科
⁵立川市健康福祉課 母子保健係
⁶東京都立府中療育センター 小児科
⁷国家公務員共済組合連合会 立川病院 歯科口腔外科

【はじめに】

複数の疾患を有する児の場合、合併症の改善には時間を要する。またフォロー先が病院・療育施設・訪問看護など多岐に渡る為“育てにくい児”と日々向き合いながら多くのスタッフと接する母親の心身の負荷は想像以上に大きい。今回、服薬不良や育児困難を打ち明けないことで対人関係の維持に努めていた母親の詳細に気付くまで時間を要し、児の過小評価に至った。

【本文】

2歳女児。在胎31週3日、1326gで出生。早産・極低出生体重児・先天性内反足・椎体異常・脊髄脂肪腫術後で慢性便貯留・神経因性膀胱・精神運動発達遅延を有する。複数の病院・療育施設受診に加え訪問看護も受けていた。生後1歳までは発育順調であった。胃腸炎を契機に体重増加不良・経口摂取低下が進行し外来介入を強化した。他院消化器科で便貯留治療が療育施設で摂食外来指導が実施されていたため当院では血液検査・超音波検査に加え栄養士による栄養相談を行った。状況改善しないため2歳4ヵ月に入院管理に切り替えた。入院後経管栄養を開始した。看護師の定時浣腸や便秘薬連日注入で体重の6%相当の便が排泄され腹部膨満が消失した。齲歯を認め歯科口腔外科指導のもと看護師がケアしたところ間もなく口腔内環境が改善した。食事の時に座位をとる・手洗いするなどの環境も児は未体験で始め強く抵抗したが連日の教育で取得すると自ら喜んで食事前後の挨拶も手を合わせて声出ししながらできるようになった。連日経口摂取は順調だった。よって経管栄養は終了できた。残存する水分忌避傾向については栄養士により粥食やあらゆる汁物の提案を受けた。自宅で負担の少ない献立の指導も改めて母に行われた。退院に向け母親への介入見直しが重要と考えた。療育施設・訪問看護・保健師・当院ソーシャルワーカー・子ども家庭支援センターで集まり情報共有及び今後の方針相談を行った。

【まとめ】

遷延する体重増加不良や経口摂取低下・水分忌避傾向を認める児を外来フォローから管理入院に切り替えたところ、確実な服薬・口腔ケア・食事時の環境調整などでスムーズに経口摂取改善し 結局摂食機能不全は認めなかった。結果的に母親の養育困難が強いと判断した。児の症状改善に時間を要する場合は管理入院に切り替えて持続的に母児の様子を多職種のスタッフで把握し問題解決に向け多方面からアプローチする事が有意義だと強く考えた。

O3-012

わが国の父親への育児支援状況の概要ー全国自治体への縦断調査と企業への調査結果よりー

高木 悦子¹、小崎 恭弘²、阿川 勇太³、足立 安正⁴、丸山 佳代⁵、竹原 健二⁶

¹帝京科学大学
²大阪教育大学
³大阪総合保育大学
⁴摂南大学
⁵東京医科歯科大学
⁶国立成育医療研究センター研究所

【背景】

父親の育児休暇取得率は向上しているが、休暇の育児・家事への関わりは限定的であり、母親の休息の妨げになるという指摘がある一方で、頑張ろうとする父親が心身の不調に陥ることも報告されている。しかし父親への育児支援の実施はまだ少ない。そこで本研究班では、父親への育児支援を提供していると考えられる機関において、その実施状況を明らかにし、今後の支援の在り方を検討することを目的とした。

【対象と方法】

全国1741の全国基礎自治体の母子保健担当部署課長に対し、2020年と2023年に、父親への育児支援実施状況について縦断調査を実施、企業への調査は、全国イクボス企業登録232社(2020年10月時点)に対し、横断調査を実施した。なお、全ての調査は国立成育医療センターの倫理委員会の承認を得て実施した。

【結果】

基礎自治体母子保健部署の調査への返信は1回目調査816(回収率46.9%)、2回目調査606(回収率34.8%)、企業は82(回収率32.5%)を分析対象とした。父親を主な対象とする事業の実施は2020年の調査で6.5%、2023年調査では10%とわずかに増加傾向にある。また、母子保健事業内での父親に向けた情報提供など支援の実施も23年度の調査で増加していた。父親を対象とする支援を実施しなかった自治体の7割以上は、必要性を感じながらも父親のニーズがわからない、集客の困難等の理由で実施に至らなかった。イクボス企業は、育児休暇取得を奨励する企業であり、正社員人数の多い大企業の割合が多い。具体的な父親への育児支援は出産祝いの支給が最も多く、次いで法定以上の休暇取得の奨励、ワークライフバランスに関わる個別相談、が挙げられた。職域でも支援実施の困難に、父親の育児に関連するニーズが不明であることが挙げられ、さらに社内での育児期男性に対する理解の必要性も挙げられていた。

【考察】

基礎自治体および企業の双方において、父親自身がニーズを提示しないことが支援実施困難の一因であることが明らかとなった。夫婦と未婚の子ども世帯が多いわが国において、現在未就学児を抱える家庭の約6割が共働き世帯であり、父親が育児・家事に関わらない家庭の多くは母親への労働の偏重とともに、ネグレクトなどの不適切な育児行動への懸念が残る。父親が育児・家事を知る時間的余裕と支援が必要である。